

監査結果の公表(その1)

平成30年度定期監査(その1)を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇
茂原市監査委員 金坂道人

◆監査の対象

・総務部Ⅱ総務課、経営改革課、秘書広報課、職員課、管財課

・企画財政部Ⅱ企画政策課、財政課、市民税課、資産税課、収税課

・議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課、監査委員事務局

◆監査の期間

平成30年9月18日から11月14日まで

◆監査の場所

茂原市役所

◆監査の方法

各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか、住民福祉の増

進に努め最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き、提出された資料・関係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより実施した。

また、前回の定期監査時の指摘事項が改善されているかについて確認した。

◆監査の結果

計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

◆所見

事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

○地方自治法第16条の規定による公告式は、公告式揭示場への掲示が一般的であり、これによって文書が公文書として正式にその効力が発生し、さらには広く一般に知らせることとなる。この公告式について、広く一般に知らせることの要件とし

て広報の活用、電子媒体の活用等条例改正の検討をされたい。

○災害対策については、各種災害想定に基づき取り組みができるところであるが、そのことが災害を防ぐことができるとの過信につながり、一部の地域では被害が生じていることを踏まえ、人命が失われないことを最重視し、ハード、ソフトの様々な対策を組合せ、災害時の被害を最少化する「減災」に取り組まれたい。

○社会情勢の変化、市民ニーズの多様化、複雑化に応じた組織の効率的な運営を図るため、組織の見直し、点検を常に行い、充実した市民サービスの提供ができるよう組織体制の整備に努められたい。

○地方自治法等の一部を改正する法律(平成32年4月1日施行)に伴う内部統制に関する方針の策定について、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め必要な体制を整備することが義務づけられた。その他の市町村

長については努力義務とされているが、この趣旨を踏まえ方針策定の検討をされたい。

○「茂原市行財政改革大綱第7次実施計画」の進捗については、概ね順調に進捗しているが、各取組をさらに推進し目標達成に努められたい。また、進捗にかなり遅れがあるとされた「公信力の向上」のうちの「公衆無線LAN環境の整備」については、今一度原点に立ち返って見直しも含め検討をされたい。

○わかりやすい市政情報の発信の取り組みとして紙面づくりを含め、あらゆる媒体を活用して更なる広報活動に努められたい。また、スマホ等の電子媒体の活用など、時代に合った様々な手段を駆使し、市民への迅速かつ正確な情報の提供に努められたい。

○職員の資質向上については、「茂原市職員人材育成基本方針」に基づき取り組んでいるところであるが、新たな行政問題に対応すべく職員の意識改革、能力向上を

図り、常に問題意識を持った職員の養成に努められたい。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正(平成26年6月4日施行)に基づき、現場を支える技能労働者の高齢化や若年労働者の減少及び人材、機材の有効活用による生産性向上の観点から、施工時期の平準化の取組が重要であることから、①公共工事の計画発注②適正な工期の設定③余裕期間の設定などに努められたい。

○市の普通財産について、今後とも売却及び未利用地の貸付等の有効活用を積極的に行い、歳入の確保に努められたい。

○人口減少は市民生活に多大な影響を及ぼすことから、「茂原市総合戦略推進事業」に基づく取組に対し選択と集中による予算措置を講じ、将来都市像の実現に取り組まれたい。

○「茂原市男女共同参画計画(男女ハートフル共生プラン)」の基本理念である「女性と男性が、互いを理解